

令和5年度ホヤ海外販路開拓業務仕様書

1 委託業務名

令和5年度ホヤ海外販路開拓業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

3 業務の目的

宮城県の主要水産物であるホヤ（加工品を含む。以下同じ。）の海外輸出にあたっては、どの国で、どの業態に、どの調理方法で、どのようなメニューを提案するかが重要であり、県・実施者・海外パートナー・現地飲食店等との連携を行いながら、継続的に取引が成立する仕組みに繋げる必要がある。そのためには海外の消費者に対するホヤの需要創出を行うことが不可欠であり、ホヤの海外市場における認知度の向上はもちろん、海外の消費者のニーズに応じた県産ホヤのブランディングをすることが求められる。

本県では、ホヤの海外での販路開拓を図ることを目的として、平成29年度から平成31年度にアメリカの韓国市場や日本食レストラン向け、令和2年度から令和3年度はベトナムの現地レストラン向けにプロモーションを展開した。

令和4年度は台湾から料理人等を宮城県に招聘し、相互のメニュー試食会等を実施するなど、当地へのホヤ新規輸出の萌芽が見られた。今年度はこれらの経験を踏まえつつ、アフターコロナにおける外食需要の復活や近年の海外での健康志向の高まりなどの変化を捉え、海外の食文化のホヤとの親和性や市場の将来性などの観点から有望と見込まれる国、地域において本県産ホヤの販路の開拓を図ることとする。

4 対象国・地域

それぞれの国・地域の輸入規制や検疫等の動向について注意し、本業務において海外での販路開拓を行う対象国・地域は台湾を含む2か所以上選定すること。

なお、台湾については、2024年（令和6年）1月以降、台湾向け輸出水産食品について、養殖や加工等に関する施設の登録と衛生証明書の添付が義務付けられること（新規制の導入）がアナウンスされている一方で、具体的な手続き等については検討中とされているため、現状、主たる輸出対象地とすることは想定していない。ただし、昨年度までの県の取組を踏まえ、本業務の対象・地域の一つとし、予め新規制の認定に向けた手続き等を進めた上で、委託期間中に台湾政府の認定を受けた場合には、下記5の内容に関わらず需要者と調整し輸出を行うこと。

5 委託業務の内容

「3業務の目的」を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施する。

（1）現地飲食店等でのプロモーション

選定した対象国・地域における需要創出と継続的な輸出を念頭に、現地のパートナー（輸入者）と連携し、①食材の理解促進と②それぞれの国・地域におけるターゲット（外食店舗など）の選定③これに合わせたメニュー提案を3商品以上行うこと。

開発したメニューは、メニューフェアの開催等により、現地消費者の実際のニーズをリサーチ

し、磨き上げを行い、メニュー化して実売価格により販売すること。

その際、原料となるホヤは、殻付き換算で2トン以上とし、選定した対象国・地域に対して輸出すること（台湾を除く）。

（２）インフルエンサー、メディアによるプロモーション

開発メニュー等の販売促進や本県産ホヤの認知度向上のため、Instagram や YouTube などの SNS を活用し、選定した対象国・地域の消費者に強い影響力を持つインフルエンサー等によるプロモーションを実施し、現地消費者の購買意欲を喚起するとともに、消費者自身が SNS を活用して開発メニュー等や本県産ホヤを紹介し、現地で認知度を高めるような仕掛けを行うこと。

なお、プロモーションに際しては、ホヤの栄養成分の特徴を健康志向のニーズに訴えかけるような内容にすること。

（３）アンケートや購買データ等の収集・分析

開発メニュー等を提供した飲食店等において当該メニューを注文した顧客に対して、アンケートを実施するとともに、メニュー等を提供した飲食店等からも聞き取りや提供メニュー数の確認等を行うこと。

また、インフルエンサーやメディアを活用したプロモーションの実施効果について、配信数や視聴数、視聴者属性等などのデータを収集すること。

さらに、アンケートやヒアリング、収集したデータを基に、対象国・地域でのホヤの販売戦略について分析しまとめること。

（４）企画設計・調整

イ 本業務における成果目標及び全体の計画書及び進行表等を作成すること。

ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。

ハ 事前準備からプロモーションの実施までのスケジュール調整及びバイヤーや出展者等との連絡調整、プロモーション当日の会場設営（装飾、案内板の設置等）、進行管理、撤収作業までの全ての運営業務を行うこと。

ニ プロモーション実施後のバイヤー等からの問合せや要望に対応すること。

ホ 全体の企画運営は、発注者と十分連携しながら行うこと。

6 成果物

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに以下のものを提出すること。

なお、資料は電子データで提出すること。電子データの提出にあたっては、CD-R等の記録媒体を活用すること。

（１）ホヤ海外販路開拓業務実績報告書 ２部

本事業で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から事業効果等を分析すること。特に、現地飲食店で提供したメニュー数やアンケート等、現地飲食店等での販売状況、消費者属性等のデータや商談・採択に至らなかった商品に関するフィードバック等について分析し、今後の販路拡大に向けた取組提案をまとめること。

（２）開催記録等 ２部

実施した事業に関する記録（提供メニューや配信データ情報、提供店舗情報、現地写真等）を整理してまとめること。

7 注意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (2) 本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡すること。
なお、受注者は発注者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と別途協議すること。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。
なお、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (5) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定する。
- (6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。

8 その他

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。